

産学官交流・共働促進事業業務委託プロポーザル実施要領

1. 業務名

産学官交流・共働促進事業業務委託

2. 業務の目的

本事業は地域企業が抱える課題について、大学生・大学院生が主体となり分析・検討を進め、その解決策を企業に提案する実践型ワークショップを実施し、地域企業と学生の交流・共働を促進する。

両者による課題解決策の検討やその実行を通じて、地域企業の魅力・取組に対する認知度や学生の課題解決力の向上を図るとともに、飯塚地域のポテンシャルである企業と大学との連携促進により、学生の起業や地元就職意欲を促し若者の地元定着を目指す。

3. 履行場所

飯塚市 地内

4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

5. 業務の内容

別紙「産学官交流・共働促進事業業務委託仕様書」のとおり

6. 見積限度額

900,000円（消費税及び地方消費税を除く）

7. 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1)福岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速な連絡調整と対応が可能であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3)飯塚市有資格者名簿（以下、「名簿」という。）に登録されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5)民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6)破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7)国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8)福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。

8. 事業者の公募

- (1) 事業者の公募は、市公式ホームページに掲載して行う。
(2) 公募の期間は、令和5年8月25日(金)から令和5年9月25日(月)とする。

9. 実施スケジュール(予定)

内容	期限等
公募の開始	令和5年8月25日(金)
質問票提出期限	令和5年9月8日(金)17時15分まで
質問票回答期限	令和5年9月15日(金)まで
参加表明書の提出期限	令和5年9月25日(月)17時15分まで
企画提案書等の提出期限	令和5年9月25日(月)17時15分まで
プレゼンテーション審査開始時間等 通知	令和5年9月26日(火) ※予定
プレゼンテーション審査	令和5年9月28日(木) ※予定
審査結果通知	令和5年9月29日(金) ※予定
契約締結	令和5年10月上旬 ※予定

※日程については変更する場合があります。

10. 審査方法及び審査基準

審査は、飯塚市職員で構成する産学官交流・共働促進事業業務委託受託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。企画提案書提出事業者からの書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

(1) 審査手順

審査にあたっては、審査基準に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者として決定する。採点にあたっては、審査委員会委員がそれぞれ採点し、その合計点により点数を算出する。最高得点の点数の同じ者が2者以上ある場合には、審査項目No4～No9(企画提案内容の妥当性、業務体制、業務工程、創造性、外部ネットワーク、プレゼン能力)の項目の合計点が最も高い者を選定し、それでもなお点数の同じ者が2者以上ある場合はくじにて順位を決定する。ただし、審査の結果、最高得点の提案者の総得点数が6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募することとする。

(2) 審査項目

審査項目は、下表のとおりとする。

No	審査基準	審査項目	審査内容	内訳
1	共通	業務実績	本業務と同種又は類似業務についての受託実績があるか。	10
2		担当者実績	本案件を受託した場合の担当者となる者が過去に同種又は類似業務実績があるか	10
3		見積金額	費用積算根拠が示され、見積額が内容に見合ったものであるか。	5

4	企画提案 内容の 妥当性 実現性 創造性 等	妥当性	本事業の趣旨である地域企業と学生の交流・共働 促進に資する事業であるか。	15
5		業務体制（実現性）	実施体制、支援体制、役割分担等が具体的な内容 となっているか。	10
6		業務工程（実現性）	業務を実施するにあたってのスケジュールが整 理されており、具体性・実現性が高いものである か。	10
7		創造性	地域企業と学生との交流・共働を促進するイベン トやプロジェクトについて創造性を有する提案 か。	15
8		外部ネットワーク	地域企業や学生等外部と幅広いネットワークを 有し、本事業を遂行する上で適切な人材（ファシ リテータ）配置をすることができるか。	15
9	プレゼン能力	プレゼンテーションにあたり、業務知識を十分に 活かし、ポイントを押さえた分かりやすい説明や 質疑応答への的確な対応がなされているか。	10	
計				100

(3) 審査過程の非公開

審査委員会については、非公開とする。

また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に書面で通知する。

あわせて、市のホームページにおいて、受託候補者名を公表する。

11. 実施要領及び仕様書に関する質問の受付・回答

本要領又は仕様書の内容に関し、質問がある場合は、質問票(様式4)により電子メールにて提出すること。また、電話にて電子メールを送付した旨連絡を行うこと。

(1) 受付期限

令和5年9月8日(金)17時15分まで(必着)

(2) 提出方法

質問票(様式4)により電子メールで提出すること。電子メール以外は受け付けない。

メールアドレス：sangaku@city.iizuka.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年9月15日(金)までに市の公式ホームページで質問者名を伏せて掲載する。

12. 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和 5 年 9 月 25 日(月)17 時 15 分まで(必着)

(2) 提出場所

「21. 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

(4) 提出書類・・・(提出部数)

ア 参加表明書(様式 1)・・・・・・・・・・1 部

イ 会社概要書(様式 2-1)・・・・・・・・・・1 部

ウ 役員名簿(様式 2-2)・・・・・・・・・・1 部

エ 業務体制表(様式 2-3)・・・・・・・・・・1 部

オ 業務実績調書(様式 3)・・・・・・・・・・1 部

カ 見積書(任意様式)・・・・・・・・・・1 部

※見積りの内訳を可能な限り詳細に記載すること。費用は消費税及び地方消費税を除くものとする。なお、見積書の合計金額は企画提案書(様式 6)の見積金額と整合させること。

キ 会社概要(会社パンフレット等任意)・・・・・・・・・・1 部

ク 地方公共団体に納品した計画書又は概要版・・・・・・・・・・1 部

ケ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(所轄法務局が提出日から3ヶ月以内に発行した現行と相違のないもの。写し可)・・・・・・・・・・1 部

コ 財務諸表(直近の決算のもの)・・・・・・・・・・1 部

サ 国税及び地方税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの。写し可)・・・・・・・・・・1 部

シ 印鑑証明書(名簿に登載されていない者は、原本を添付。なお副本は写し可)・・・・・・・・・・1 部

ス 委任状(任意様式)※支店・営業所等を代理人とする場合・・・・・・・・・・1 部

セ 企画提案書提出者選定通知書(以下「選定通知書」という。)の返信用封筒(返信先を記載し84円切手を貼った長3封筒)・・・・・・・・・・1 部

※ケ、サ、シについては、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。

※名簿登載者については、ウ、ケ、コ、サ、シの提出は不要。

13. 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和 5 年 9 月 25 日(月)17 時 15 分まで(必着)

(2) 提出場所

「21. 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。

(4) 提出書類

企画提案書については、次のアからエまでの書類を作成し、書類の提出にあたっては、A4フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。

ア 企画提案書(様式6) ※表紙として使用すること。

イ 提案書(任意様式)

基本方針やコンセプト等がイメージできるもの。10(2) 審査項目に沿った内容を盛り込むこと。なお、課題を有する地域企業や意欲ある学生をどう集めるか、意義ある提案となるようどういった体制で学生らを伴走サポートするか等をわかりやすく記載すること。

提案書については、A4 版長辺綴じ、横書き、5 ページ以内とし、文字は11ポイント以上で、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を折り込んで作成しても差し支えない。

ウ 業務工程表(任意様式)

エ 業務の実施体制(任意様式)

(5) 提出部数

各8部(正本1部 副本7部)

※副本7部についてはコピー可とし、業者名やロゴ等提案事業者が特定される記載をしないこと。

14. プロポーザル参加の辞退

参加表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和5年9月26日(火)17時15分までに辞退届(様式5)の持参によって、辞退を認める。

15. 審査(プレゼンテーション)

(1) 実施日

令和5年9月28日(木)

※開始時間は令和5年9月26日(火)に場所等と合わせて、電話および電子メールにより通知する。

(2) 参加人数

3名以内(配置予定の主任技術者及び担当者は必ず出席すること。)

(3) 審査時間

20分以内とする。(説明10分、質疑応答10分)

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づいて行うものとする。事業者の名称
その他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

イ 原則、プレゼンテーション審査の順番は企画提案書等の提出順とする。

ウ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案者側で機器を準備すること。

(スクリーンは市で準備する。)

エ プレゼンテーションの際、追加資料は一切認めない。

16. 審査結果の通知

審査結果は令和5年9月29日(金)(予定)に書面により通知する。

17. 審査結果の公表

審査の結果については、飯塚市ホームページに以下の内容で公表する。

- (1) 受託候補者の名称、所在地、総得点
- (2) 受託候補者以外の総得点(社名等は、非公開とする。)

18. 契約の締結

(1) 契約手続き

受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし契約交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

なお、受託候補者が本実施要領 7 に定める参加資格及び要件を満たさなくなった場合は契約の締結を行わない。

契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則に従って取り扱うものとする。

(2) 契約内容

内容については、市と受託候補者とで提案内容に基づき協議を行い、仕様書(委託内容)を確定させることとする。

(3) 再委託

受託候補者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。但し、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

19. 失格条項

次のいずれかに該当する場合には該当参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領 7 に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (6) 本実施要領 6 に記載の見積限度額を超える見積額で提案された場合
- (7) 公正に欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年告示第 28 号)の規定に該当する行為が認められた場合

20. その他の留意事項

- (1) 提出された提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書の提出期限以降における提案書の差し替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された提案書等は、プロポーザルに係る審議以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。

21. 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所 経済部 経済政策推進室 産学振興担当（中岡、亀口）

電話：0948-22-5500(内線 1453)

FAX：0948-22-6062

メールアドレス sangaku@city.iizuka.lg.jp